

京都市告示第501号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月28日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科東野緯9号線	山科区東野舞台町31番地の5地先 同町29番地の1地先		
2	西七条緯1号線	下京区西七条東御前田町37番地の2地先 同町38番地の5地先		

(建設局土木管理部道路明示課)